

議案第37号

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月11日提出

加西市長 西村 和平

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特別職に属する常勤の職員の給与の特例を定めることにより、もって新型コロナウイルス感染症対策に資することを目的とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額については、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、特別職の給与の特例を定めるもの。

【概要】

- ・市長、副市長及び教育長の給料月額を令和2年6月1日から6か月間、20%減額する。
- ・市長、副市長及び教育長に対して支給する令和2年6月期の期末手当を20%減額する（上記の給料月額の減額に伴うもの）。

役職	本則給料月額	減額後の給料月額	特例による影響額
市長	893,000円	714,400円	△1,534千円
副市長	714,000円	571,200円	△1,226千円
教育長	640,000円	512,000円	△1,099千円